

## 耐震性能除外事項

### (設備機器固定における耐震施工について)

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針(建設省住宅局建築課)1997年版」による。

## 1 設計用水平地震力

機器の重量(kgf)に、設計用標準水準水平震度を乗じたものとする。

なお、設計用震度は次による。

表 1 設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設(甲類・乙類)		一般の施設(甲類・乙類)	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階屋上 及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	(2.0)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
中間塔	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	1.0
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階・1階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	1.0	(0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注)( )内の数値は、防震支持の機器の場合に適用する。

( )内の数値は、水槽類に適用する。

### 《重要機器》

配電盤 ・自家発電装置      交流無停電電源装置      ・直流電源装置  
 交換器 ・火災報知器受信機      ・中央監視装置      ・太陽光発電装置  
 ・消火設備

上層階の定義は次による。

6階建て以下の場合是最上階、7～9階建ての場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階建て以上の場合は上層4階

## 2 設計用垂直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。